

# 事業費負担基準及び補助金交付要綱

(平成29年4月1日一部改正)

東 栄 町

## 事業費負担基準〔町事業主体〕

### 建設事業

#### 1 町道・河川

事業名	負担率	
	国・県・町	地元
町道新設・改良・補修事業	100%	0%
町道舗装新設・補修事業	100%	0%
河川改修・補修事業	100%	0%
各種災害復旧事業	100%	0%

#### 2 林道・作業道（路）

事業名	負担率	
	国・県・町	地元
林道・作業道（路）新設・改良事業	98%	2%以内
林道舗装新設・補修事業	98%	2%以内
林道・作業道（路）災害復旧事業	99%	1%以内

\* 林道で生活道路的な多目的道路の新設・改良、舗装、補修の事業で、町長が必要と認めた場合は、地元負担率を1%以内（災害復旧事業は0%）とすることができる。

#### 3 土地改良事業

事業名	負担率	
	国・県・町	地元
かんがい排水事業	98%	2%
〃（災害復旧事業）	99%	1%
農道新設・改良事業	98%	2%
農道舗装新設・補修事業	100%	0%
農道災害復旧事業	100%	0%

\* 農道で生活道路的な多目的道路の新設・改良の事業で、町長が必要と認めた場合は、地元負担率を0%とすることができる。

\* 農地災害復旧事業の地元負担率は、補助残の50%とする。

### 義務教育施設事業

義務教育施設の整備事業は、全額町費とする。

### 集会施設事業

集会施設の新築事業は、全額町費とする。ただし、用地の買収および造成は地元負担とする。

### 消防施設事業

小型動力ポンプ（B 2 級並びに B 3 級）、消防自動車、小型動力ポンプ積載自動車の購入、防火水槽 4 0 m<sup>3</sup>級（有がい並びに無がい）新設事業は、全額町費とする。

ただし、4 0 m<sup>3</sup>級を超える防火水槽新設工事については、総事業費から当該年度における補助基本額を減じた額の 2 0 % を地元負担とする。

### 保育所施設事業

保育所施設の整備事業は、全額町費とする。

### 老人福祉施設事業

事業名	負担率	
	国・県・町	地元
ゲートボール場新設事業	90%	10%

\*用地は地元負担とする。

## 水道施設事業

### 1. 新 設

区 分	事 業 名	事 業 内 容	負担率 (%)		
			町	地 元	
新設工事	飲料水供給施設事業	給水人口50人以上100人までの集落に対する飲料水供給事業施設	92	8	
	簡易水道事業	簡易水道により101人以上の一般集落に供給する事業	92	8	
	簡易給水施設新設事業	給水人口49人以下の集落に対する簡易給水施設新設事業	補助	92	8
			単 独	80	20
		給水戸数2戸以上で飲料水施設新設(1工事100万円限度額)事業。ただし、町が計画施行する新設水道事業には、必ず加入することを条件とする。	80	20	

\*ただし、町長が必要と認めた場合は地元負担金を減免することができる。

### 2. 改 良

区 分	事 業 名	事 業 内 容	負担率 (%)		
			町	地 元	
改良工事	飲料水供給施設事業	給水人口50人以上100人までの集落に対する飲料水供給事業施設	95	5	
	簡易水道事業	簡易水道により101人以上の一般集落に供給する事業	95	5	
	簡易給水施設改良事業	給水人口49人以下の集落に対する簡易給水施設改良事業	補助	95	5
			単 独	90	10
		給水戸数2戸以上で飲料水施設改良(1工事50万円限度額)事業。ただし、町が計画施行する新設水道事業には、必ず加入することを条件とする。	80	20	

\*ただし、町長が必要と認めた場合は地元負担金を減免することができる。

維持修繕工事	簡易水道事業を除く上記2事業	取水口及び浄水配水管の維持修繕	80	20
--------	----------------	-----------------	----	----

## 東栄町補助金交付要綱〔団体等〕

### （目 的）

第1条 この要綱は、東栄町の諸団体及び協業体が行う事業に要する経費に対し、毎年度予算の範囲内において交付する補助金について定めることを目的とする。

### （補助率・補助金）

第2条 前条に定める団体及び協業体が行う事業に要する経費に対して交付する補助金の補助率は、次のとおりとする。ただし、林道等公共性に係る事業及び環境対策事業については、個人及び企業についても補助金を交付することができる。

#### ①経営基盤整備事業

##### （1）林道・作業道（路）、新設・改良・災害復旧事業

事業名		補助率	
		国・県・町	
林道・作業道（路）新設改良事業	補助	80%	
	単独	50%以内	
林道・作業道（路）災害復旧事業	補助	80%	
	単独	60%以内	

\* 国県の補助額が事業費の80%を超過する事業については、町は原則として補助金を交付しない。

\* 単独事業については1事業費10万円以上の事業を補助対象とする。

\* 作業道（路）は幅員3m以上で、推進会等が責任を持って長期に渡って維持管理するものを補助対象とする。

##### （2）土地改良事業

事業名		補助率	
		国・県・町	
かんがい排水事業	補助	70%	
	単独	50%以内	
ほ場整備事業	補助	60%	
農道新設改良事業	補助	80%	
	単独	50%以内	
農道・農業用施設災害復旧事業	単独	60%以内	

\* 国県の補助額が事業費の80%を超過する事業については、町は原則として補助金を交付しない。

\* 単独事業については1事業費10万円以上の事業を補助対象とする。

### (3) 生活道新設改良事業

事業名	補助率
生活道新設改良事業	70%以内

\* 1工事費は300万円を限度額とする。ただし、平成13年度に限り200万円まで80%以内とする。

## ②環境対策事業

### (1) 公害対策事業

事業名	国県補助対象事業	単独事業
公害対策事業	10%以内	20%以内

\* 国県の補助額が事業費の80%を超過する事業については、町は原則として補助金を交付しない。

\* 単独事業については1事業費10万円以上の事業を補助対象とする。

### (2) 生ごみ処理容器設置事業

事業名	補助率
生ごみ処理容器設置事業	1/3

\* 設置する容器（本体）1個について、その購入費3分の1を補助し、2万円を限度額とする。

### (3) 環境保全型農業整備事業

事業名	補助率
農業用使用済プラスチック類処理事業	50%以内

補助対象：塩化ビニール類（加工ビニール、トンネルビニール）、ポリ系フィルム（クリンテート、スーパーソーラー、クリンアルファー等、肥料袋、灌水チューブ）

### (4) 合併処理浄化槽整備事業

事業名	人槽区分による補助金限度額					
	5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	9人槽	10人槽
合併処理浄化槽整備事業						
区分 町内に住所を有する者	398,000	462,000	462,000	583,000	583,000	583,000

\* 補助金の交付対象は、特定環境保全公共下水道整備予定地域、農業集落排水事業予定地域を除く、東栄町全域内で住宅（主に居住の用に供する建築物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建築物）に合併処理浄化槽（処理対象人員10人以下に限る。）を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (5) 未給水区域給水事業

#### 1. 給水ポンプ設置事業

事業名	補助率
給水ポンプ設置事業	50%以内

\* 1 工事費は5万円を補助限度額とする。

\* 未給水区域とは、足込（坪沢）、西菌目（名倉・上貝津）、振草（小林大平・小林中田）をいう。

#### 2. 浄水器設置事業

事業名	補助率
浄水器設置事業	50%以内

\* 1 工事費は5万円を補助限度額とする。

\* 未給水区域とは、足込（坪沢）、西菌目（名倉・上貝津）、振草（小林大平・小林中田）をいう。

### ③農林漁業商工振興事業

事業名	国県補助対象事業	単独事業
農林漁業振興事業（近代化施設を含む）	10%以内	20%以内
商工振興事業（近代化施設を含む）	10%以内	20%以内

\* 東栄町産業経済団体振興事業費補助金取扱い規程に準ずる。

\* 国県の補助額が事業費の80%を超過する事業については、町は原則として補助金を交付しない。

\* 単独事業については1事業費10万円以上の事業を補助対象とする。

\* 農林漁業振興事業（近代化施設含む）で、新林業構造改善事業及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行に伴って行う事業の補助金については、特例により25%以内とする。

\* 台風等の災害で対象施設が被災した場合、原則として復旧に要した費用の50%以内の補助金を交付する。

### ④有害鳥獣用檻・柵設置事業

#### (1) 捕獲檻設置事業

事業名	県補助対象事業
捕獲檻設置事業	10%以内

\* 1 工事費は5万円を補助限度額とする。

\* 愛知県の「網・わな猟狩猟免許状」取得者とする。

(2) 電撃柵設置事業

事業名	補助率
電撃柵設置事業	50%以内

\* 1 工事費は3万円を補助限度額とする。

⑤農林金融利子補給事業

事業名	国県補助対象事業	単独事業
農林金融利子補給事業 (補助残融資を除く)	年1.5%以内	融資期間中

⑥社会教育施設等整備事業

(1) 民俗資料収蔵庫

事業名	補助率
民俗収蔵庫新築事業	50%

\* 1 工事費は100万円を限度額とする。

(2) 民俗文化財保存伝承施設

事業名	補助率
無形民俗文化財保存伝承施設新築事業	50%以内

\* 1 工事費の補助限度額は500万円とする。

\* 竣工式、用地の買収及び敷地造成は事業者負担とし、委託料は町長が必要と認めた場合のみとする。

\* 国県の補助事業に採択された場合、補助限度額で補助率の合計を50%以内とする。

\* 増改築事業・維持補修については、⑦集会施設を適用する。

⑦集会施設

事業名	補助率	
	普通の場合	災害の場合
増改築事業	70%	85%
維持補修	40%	60%

\* ただし、増改築事業・維持補修については、工事費から20万円を控除した額を補助基本額とする。なお、屋根部分の全面改修については増改築事業の率を適用する。また、上記の事業を同時に申請する場合、20万円の控除額は、それぞれ

の工事費を、上記の工事費の合計額で除した率を乗じて控除額を決定する。

### ⑧消防施設事業

消防会館（補修）、消防器具（補修）、ポンプ導入路（新設・改良）、火の見やぐら（新設・改修）、ホース乾燥塔（新設・改修）及び防火水槽補修の各事業については、全額補助対象とする。ただし、ポンプ導入路の新設・改良工事の補助限度額は1線50万円とする。

### ⑨老人福祉施設整備事業

事業名		補助率
ゲートボール場	新設事業 単 独	70%
	増設改良事業	70%

\*ゲートボール場については、1工事費あたり新設事業は180万円、増設改良事業は30万円を限度額とする。

### ⑩地域活性化推進事業

事業名	補助率
地域活性化ソフト事業	100%以内

\*1事業費10万円以上とし、1事業の補助限度額は200万円以内とする。ただし、プレミアム商品券事業においてはこの限りではない。

\*補助の対象団体は、町内経済団体とする。ただし、国県の補助がある場合は事業費から国県補助額を控除した残額の範囲内とする。

### ⑪コミュニティ助成事業

事業名	補助率
コミュニティ助成事業	100%以内

\*国県等の補助が行われる前に、支出を要する額に対して補助を行う。補助限度額は国県等の補助限度額とする。

## ⑫地域活性化センター助成事業

事業名	補助率
地域活性化センター助成事業	100%以内

\* 地域活性化センター助成事業に採択された補助事業を実施する町内団体を対象とする。ただし、助成額を限度とする。

### (補助金交付の申請)

第3条 補助金交付の申請をしようとするものは、補助金交付申請書(様式第1号)を、町長が別に定める期日までに提出しなければならない。ただし、生ごみ処理容器設置事業は、様式第10号による。

### (補助金交付の決定)

第4条 町長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定するものとする。この場合において、町長は補助金交付の目的上必要と認めるときは条件を附することができる

### (決定の通知)

第5条 町長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式2号)により補助金交付申請したものに通知するものとする。

### (変更の承認等)

第6条 補助金交付の決定を受けたものが、(以下「補助事業者」という。)その事業の計画変更を要する場合は、補助金計画の変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

町長は、補助金計画の変更を承認したときは、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

### (期間内に完了しないときなどの報告及び指示)

第7条 補助事業者は、やむを得ない事情により補助事業が予定期間内に完了しないとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、その理由及び補助事業遂行状況を記載した書類を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

### (決定の取り消し)

第8条 町長は、補助金の交付を決定した後においても事情の変化に必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または決定の内容もしくはこれに附した条件を変更することができる。

#### **(着手及び完了報告)**

第9条 補助事業者は、補助金交付決定があつた後でなければ事業に着手してはならない。補助事業者は、補助事業に着手しまたは完了したときは、速やかに事業着手（完了）報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

#### **(実績報告書)**

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは完了の日から起算して5日を経過した日または翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

#### **(補助金の額の決定及び交付)**

第11条 町長は、補助事業者から提出された実績報告書に基づき審査及び検査の結果適正と認めるときは、補助金の額を確定し通知するものとする（様式第7号）。

補助事業者は、補助金の額の確定があつたときは、補助金の請求書（様式第8号）を提出しなければならない。

ただし、町長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その一部を概算払いにより交付する。

2 補助事業者が前項ただし書きの規定により概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

#### **(検査)**

第12条 町長は、補助事業者に対して、補助完了後においても補助事業について必要な指示をし報告を求め、または検査を行うことができる。

#### **(関係書類等の整理)**

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を整備保管しなければならない。

#### **(交付決定の取り消しまたは補助金の返還)**

第14条 町長は、補助事業者が各号の一に該当するときは、補助金交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはすでに交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、この要綱、補助金の交付の決定に附した条件または町長の処分に違反したとき
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の運用または補助事業の執行の方法が不相当と認められるとき。

- (4) 決定額が補助基本額に比べて減少したとき。
- (5) 提出書類に虚偽の事項を記載し、または補助金交付に関して不正の行為があったとき。
- 2 町長は、第1項により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

**(適用除外)**

第15条 生ごみ処理容器設置事業は、第4条から第11条までの規定は適用しない。

平成 6年10月			一部改正
平成 7年10月	1日		一部改正
平成 9年 4月	1日		一部改正
平成10年 8月	17日		一部改正
平成12年 3月	13日		一部改正
平成12年 7月	1日		一部改正
平成13年 4月	1日		一部改正
平成13年12月	1日		一部改正
平成15年10月	1日		一部改正
平成16年11月	8日		一部改正
平成17年 2月	4日		一部改正
平成24年 4月	1日		一部改正
平成24年 8月	1日		一部改正
平成27年 3月	3日		一部改正
平成27年 4月	27日		一部改正
平成28年 4月	1日		一部改正
平成29年 4月	1日		一部改正

(様式第1号)

平成 年 月 日

東 栄 町 長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

印

### 補 助 金 交 付 申 請 書

平成 年度において、下記の事業を別紙計画書のとおり実施したいので、東栄町補助金交付要綱第3条により関係書類を添えて申請します。

#### 記

事 業 名

補助金交付申請額 円

「添付書類」

1. 事業計画書
2. その他町長が必要と認める書類

(別 紙)

事業計画書(実績書)

1. 事業の目的

2. 事業の内容

ア 事業量及び事業費

事業種目 (工事の内容)	受益者数	事業量	事業費	負担区分			備考
				町 補助金	借入 金	受益者 負担金	
			円	円	円	円	

イ 事業着手(予定)年月日

平成 年 月 日

ウ 事業完了(予定)年月日

平成 年 月 日

エ 工事(請負)業者 住所・氏名

住 所

氏 名

3. 添付書類

ア 工事設計書または見積書(工事請負契約書)

イ その他参考となる書類

(注) 国・県補助事業等で町長が別に様式を指示しない限り、この様式によるものとする。

(様式第2号)

第 号  
平成 年 月 日

殿

東栄町長

印

補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けの申請については、東栄町補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付決定します。

記

1. 補助対象経費 円
2. 交付決定額 円
3. 補助金交付の条件

(様式第3号)

平成 年 月 日

東 栄 町 長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

印

### 補助金計画の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった  
事業について、別記のとおり計画を変更したいので、東栄町補助金交付要綱第6条  
の規定により承認されたく申請します。

なお、その他については補助金交付申請書記載のとおりです。

また、補助金 円の追加交付（減額）を併せて申請します。

### 記

#### 1. 計画変更の理由

#### 2. 計画変更の内容

(注) 1. 変更事項ごとに事業計画書によって変更前と変更後に分けて、その内容  
が対比できるように作成すること。

2. 施設・建物の変更の場合は変更設計書を新たに作成するものとし、当該  
変更に係る部分について、その上段に（ ）書で既承認計画を記載する  
こと。

(様式第4号)

第 号  
平成 年 月 日

殿

東栄町長

印

補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付けの変更申請については、東栄町補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり変更交付決定します。

記

1. 当初交付決定額 円
2. 今回変更交付決定額 円
3. 変更交付の条件

(様式第5号)

平成 年 月 日

東 栄 町 長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

補 助 事 業 着 手 ( 完 了 ) 報 告 書

平成 年 月 日付け 東企第 号で交付決定を受けた下記事業について、東栄町補助金交付要綱第9条の規定により別紙のとおり報告します。

記

事 業 名

(別 紙)

事業主体	
事業種目	
着手年月日及び 着工年月日	着手 平成 年 月 日 着工 平成 年 月 日
完了予定（完了） 年月日及び期間	平成 年 月 日 期間 日間
事業施工箇所	
施工方法	
請負業者及び 機械器具購入先	住所 氏名
事業量	
事業費	円
町補助金	円
その他	

(様式第6号)

平成 年 月 日

東 栄 町 長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

補 助 事 業 実 績 報 告 書

下記事業を別紙実績書のとおり実施したので、東栄町補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

事 業 名

「添付書類」

1. 事 業 実 績 書
2. その他町長が必要と認める書類

(様式第7号)

第 号  
平成 年 月 日

殿

東栄町長

印

補助金の額の確定について

平成 年 月 日付けで実績報告の事業については、下記のとおり額の確定をしたので通知します。

記

事業名

補助金確定額

確定の基礎となつた事業費 円	交付決定通知額 円	確定額 円

(様式第8号)

平成 年 月 日

東 栄 町 長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

印

補 助 金 請 求 書

平成 年 月 日付け 第 号で確定通知のありました  
補助金（下記金額）を交付してください。

記

事 業 名

補助金請求額 円

(様式第9号)

平成 年 月 日

東 栄 町 長 殿

住 所  
団 体 名  
代表者氏名

印

補 助 金 概 算 払 請 求 書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のありました  
補助金の概算払金（下記金額）を交付してください。

記

事 業 名

補助金概算払額 円

